２０１３年　４月１５日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第30号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成25年第1回定例会(2月27日～3月19日)と第1回臨時会(4月8日)の報告です。

もくじ

《審議事項》
【第1回定例会】
○発議（2件）
・市議会委員会条例・会議規則の一部改正
○諮問（1件）
・人権擁護委員候補者の推薦（秋山和子氏）
○同意（2件）
・教育委員会委員（前原　久氏）
・公平委員会委員（篠原　洋氏）
○H24年度会計補正予算（9件）
○H25年度会計予算（11件）
○条例制定（18件）
・付属委員会条例（13件）　・地域主権改革一括法により設備・運営基準等制定（2件）　・新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等対策本部条例　・市営住宅等の整備基準条例
○条例改正（6件）
・市営住宅管理条例　・証人等の実費弁償条例
・消防団条例　・非常勤特別職の報酬等に関する条例　・保育園設置条例　・介護予防生活支援事業実施条例　・障がい者総合支援法に関する条例
○市道路線認定（1件）
・石橋地区における民間宅地開発による2路線
○請願（1件）
・公共施設屋上を民間発電事業者へ貸し出すことに関する請願　→　採択
【第1回臨時会】
・専決処分事件の報告（市税条例改正他2件）
・H25年度一般会計補正予算（第1号）
■一般質問：６議員が質しました。



皆様、お元気にお過ごしでしょうか。
早くも新年度、今任期最後の１年です。

予算議会の今定例会は、新年度予算のみならず条例案、一般質問の課題研究と追われるように過ごし、次々の課題に準備不足で臨んでしまった感じです。

議会運営に異議あり！

「新年度予算案について一括採決ではなく、一般会計は表決の態度が異なるので個別採決を」と求めたが認められなかった。認めるかどうかを採決したのだ。本来は議案毎の採決が原則で、全員が同意すれば一括採決ができる。今回は本末転倒だ。採決方法への意見を動議として扱われたこと、動議としても賛同議員がわずか1人だったこと。二重のショック！ 図書館指定管理者委託費が計上されている一般会計予算は認めがたく、表決には加わらずに退席するつもりだった。その機会を逸し、結果的に全ての予算案に賛成しなかったことになる。執行部もさぞや驚いただろう。

議会報告と意見交換会

４月２８日（日）10:00～12:00
グリーンタウン・ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ　研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

H25年第2回定例会は6月5日（水）開会予定です。

■各付属委員会の条例を制定

付属委員会等の委員報酬は非常勤特別職として支給することを明確にするため、規則や要綱により設置していた以下の審議会･委員会等を条例により位置づけた。

昨年第4回定例会にて、非常勤特別職報酬等条例を改正して報酬(6,000円/日、人件費)を支給する**「付属委員会」**と報償費(3,000円/日、物件費)を支給する**「付属委員会に準ずる委員会」**に区分けした。今回の条例制定は、それを一層明確にするものである。再度、見直しして、「付属委員会」とした委員会もある。

●自治基本条例検討委員会 ●行政改革推進委員会
●男女共同参画推進委員会 ●人権推進審議会
●地域公共交通会議 ●地域自立支援協議会
●老人ホーム入所判定委員会 ●農業振興協議会
●農業振興地域整備促進協議会 ●教育委員会点検評価に関する条例 ●小中学校教科用図書選定委員会
●就学支援委員会 ●史跡保存整備委員会

■小中学校教科用図書選定委員会条例(案)に修正案を提出したが、原案通りに可決(賛成多数)

提出者：磯辺香代議員･村尾光子
修正内容：第６条６項を削除する。
理由：第6条5項では、会議は公開とし、「出席議員の 2/3以上の同意」があれば非公開とすることができると規定。委員長は教育長が担う規定もあるので、適時、非公開とするかの判断を求めることは可能だ。にも拘わらず6項では「採決から決定に至る過程は非公開とする」と決めつけている。非公開とするかどうかの判断は、各委員及び委員会の主体的判断に任せるべきだ。(説明：村尾)
表決：賛成少数により否決（賛成者は4議員）

《可決制定された条例》抜粋要約
(所掌事務)
第２条　教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の採択について調査審議を行い、その結果を答申する。
（組織）
第３条　次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。
(1)教育長　(2)学識を有する者1人
(3)小中学校長代表2人 (4)保護者代表3人
（委員長）
第５条２　委員長は、教育長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
（会議）
第６条５　選定委員会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の３分の２以上の同意を必要とする。
6　前項の規定にかかわらず、選定の採決から決定に至る過程は、非公開とする。

【討論】　要旨
修正案反対：委員が外圧に左右されず自由な判断ができる環境を守るため、非公開は必要だ。(秋山議員)
修正案賛成･原案反対：大事な意思決定である。公人である委員のプライバシー保護より、会議を公開する利益の方が大きい。公開とすべきだ。(野田議員)

非公開にしたいのかどうかの判断と意見表明が難しいというのだろうか。「2/3以上の同意」はハードルが高いとの意見も聞こえた。付託された教育福祉常任委員会では熱心に議論されたが、修正には至らなかった。採決から決定までを非公開としても審議過程は公開だから、各委員の意向は推察できるだろう。
自治基本条例の検討では会議は原則公開としている。流れに逆行している印象だ。他の教科書採択地区協議会と比較すると、公開度の高い内容ではある。

■男女共同参画推進委員会条例に賛成できず･･

条例制定に反対なのではない。これまでの要綱通りの条例案だが、条文に不可解な点があった。所属する総務常任委員会にて質疑を重ねたが納得できなかった。

《男女共同参画推進委員会条例》抜粋要約
（所掌事務）
第２条　委員会が所掌する事務は次のとおり
(1)男女共同参画プランの策定に係る調査･検討
(2)男女共同参画に関する施策の推進･啓発
(3)その他男女共同参画社会の実現に必要な事項
（組織）
第３条　委員は 20 人以内、市長が委嘱する。
(1)公募による市民
(2)<u>学識経験を有する者</u>
2　男女いずれかの一方の委員数が、委員総数の 10分の4未満とならないようにしなければならない。
（任期）
第４条　任期は2年、再任は妨げない。但し、<u>委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失う</u>。

疑問1：「学識経験を有する者」の「選任資格」とはどんな意味か。識見や経験を有するから学識経験者といい研究者･専門家や経験豊富な人である。その資格を失うことがあるのか。日本語としておかしい。
⇒(答)団体代表も学識経験者として委嘱している。役員を交代したときは委員も交代したいとの意見があった。
疑問2：団体代表は「学識経験を有する者」とは別に規定すべきだ。委嘱された委員には任期を全うしていただくことが、委員会運営上好ましい。
⇒(答)そのような面もある。

常任委員会審議時に修正案を提案すべきだった。委員の選出母体規定には「(関係)団体代表」「学識経験者」「市長が必要と認める者」と列記している例が多い。研究者や専門家は、別枠で扱ってもらいたい。

■地域密着型特養ホームの居室定員は 4人以下が可能に （施行：H25年4月1日）

地域主権一括法(H23年制定)の施行により、従来、国が定めていた指定地域密着型サービス事業の設置基準や運営基準を、市町村が自らの判断と責任により条例で定めることとされた。

概ね、厚生労働省令を基準としたが、下記の3項目については市独自の基準を定めた。

《市独自の基準》

項　目	内　　容
非常災害対策	認知症対応型通所介護事業所(介護予防含む)は、避難･救出などの非常災害訓練を実施するときは地域住民との連携に努めなければならない。
記録の整備	全ての地域密着型サービスについて、サービス提供に関する記録の保存期間を2年→5年に延長。
居室の定員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室(ユニット型を除く)の1室当たりの定員は、市長が認めた場合には4人以下とすることができる。

《サービスの種別と内容》

定期巡回･随時対応型訪問介護看護	日中･夜間の定期巡回や随時訪問
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回･訪問介護(ホームヘルプ)
認知症対応型通所介護(予防含む)	認知症高齢者のための通所介護(デイサービス)
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	小規模な住居型施設での通所介護や訪問、短期間宿泊などの利用が可能
認知症対応型共同生活介護(予防含む)	認知症高齢者が共同で生活するための施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホーム
複合サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数サービスが同時に利用できる

全国的に4人部屋の地域密着型特養老人ホーム設置が進んでいる。ニーズが高いのだ。

市が整備する地域密着型特養ホームには多床室を併設してほしいと要望していた（報告No27P5）。

現在設置運営事業者を募集中（期間4月1日～10日）の特養ホームに間に合うか、と期待した。しかし、施行は4月1日でも、適用は次期高齢者保健福祉計画（第6次計画、H27年度～）からという。国補助金を配分（？）する栃木県の方針のようだ。老人保健福祉施設は簡単には整備できないのに･･。　何のための条例制定か？

■グリム保育園定員を150人に縮小
― 石橋地区に民間保育園開設 ―

保育園としては大規模だったグリム保育園を分割する形で民設民営の保育園が4月から開園した。このためグリム保育園の定員を200人→150人とした。

新設保育園：社会福祉法人内木会　わかば保育園
0歳児から保育、定員60人　（下古山3,025-1）

～議員全員協議会から～

■第二次下野市長期長期財政健全化計画

合併特例債の発行期間が5年間延長された(H32年度まで)ことに伴い、健全化計画(H23年10月策定)を見直した。合併協議では特例債発行可能額の約50%、114億円としていたが、見直しにより、最大限の228億円活用しても将来にわたる健全財政は維持できるとした。H27年度までの事業見込みの他にH25年度～H32年度まで均等活用すると毎年13～14億円の起債が可能。

但し、社会情勢の変化に伴い随時見直しを行う。

【第二次健全化計画の財政指標目標値】

①経常収支比率　88.5%以内	前計画と同じ
②自主財源比率　50%以上	
③義務的経費比率 50%以内	
④実質公債費比率 15%以内	
⑤一般会計市債残高　250億円以内	
⑥一般会計基金残高総額 財政調整基金･減債基金:計画的積立と弾力的取崩 特定目的基金は有効活用を図る	
⑦将来負担比率　350%以内　(H23年度△25.5%)	

◆　◆　◆

■スポーツ活動拠点施設整備基本構想を修正

前基本構想案に対して縮小を求める意見が多かった

【主な修正内容】（修正前の基本構想は報告No29p3掲載）

1.敷地拡張面積を縮小　約6.1ha→約4.8ha
2.競技場の夜間照明設備→設置しない。
　観客席の整備内容変更し、外周はネットフェンスに
3.陸上競技場は3種公認→4種公認に変更(トラックは3種同様、備品が少ない)
4.概算事業費21億円→16億5千万円

◆　◆　◆

■北関東自動車道へのｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ設置に係る実現可能性の検討結果 （業務委託報告）

下野市域内に本線直結型のスマートIC設置が可能か、5ルート案について検討した結果が報告された。

検討条件：①社会便益(B/C)　②採算性

【実現可能性の検証】：｢道路構造の技術基準を満足するスマートICの設置は可能であるものの、社会便益や採算性について設置要件を満足することができないため、下野市内に整備実現は現時点では困難である。｣

社会便益(B/C)：費用便益分析ﾏﾆｭｱﾙ(国交省)に基づき便益(走行時間短縮･走行経費減少･交通事故減少)を算定し、整備概算費用･供用より50年間の将来維持管理費を計上した結果、全ての案について社会便益(B/C)は1.0を下回った。

■H25年度　一般会計当初予算額は207億3000万円（前年比 0.9 ％増）

《予算編成方針》

市税は景気回復の兆しが見られるので 1 億 9 千万円増を見込み、合併特例債の有効活用、職員定数削減による人件費･PPS（特定規模電気事業者）の導入による電気代の削減に努めた。入札による自動販売機設置場所貸付で新たな歳入確保を図った。

《重点戦略》

1．日々の暮らしを守る～安全･安心な地域社会形成戦略

〇安全･安心な学校づくり　〇デマンドバス運行

〇健康推進事業の推進　〇環境基本計画の策定･推進

2．交流･きずなをつくる～協働による活力ある地域社会形成戦略

〇体育施設、地域交流センター等の整備　〇自治基本条例の制定

〇新庁舎の整備

3．強みを発揮する～地域資源の活用によるしもつけの魅力想像戦略

〇 6 次産業化の推進　〇観光振興計画の策定･推進

〇地域ブランドの確立　〇三王山地区市有地の整備

〇救急医療体制の充実

《合併特例債活用事業：起債額》

・庁舎建設事業	4 億 7930 万円
・消防ﾎﾟﾝﾌﾟ車･器具置場建設	2920 万円
・障がい児通所支援施設整備	3790 万円
・ゆうゆう館改修事業	6160 万円
・しば保育園改修事業	4040 万円
・道の駅しもつけ施設整備	3990 万円
・橋梁長寿命化修繕事業	1750 万円
・道路新設改良･大規模修繕	4 億 2120 万円
・自治医大駅ﾊﾞﾘｱｰﾌﾘｰ事業	7270 万円
・公園整備事業（下古山･三王山）	2480 万円
・学童保育室整備事業	2700 万円
・国分尼寺跡保存整備事業	680 万円
合　計	12億6230万円

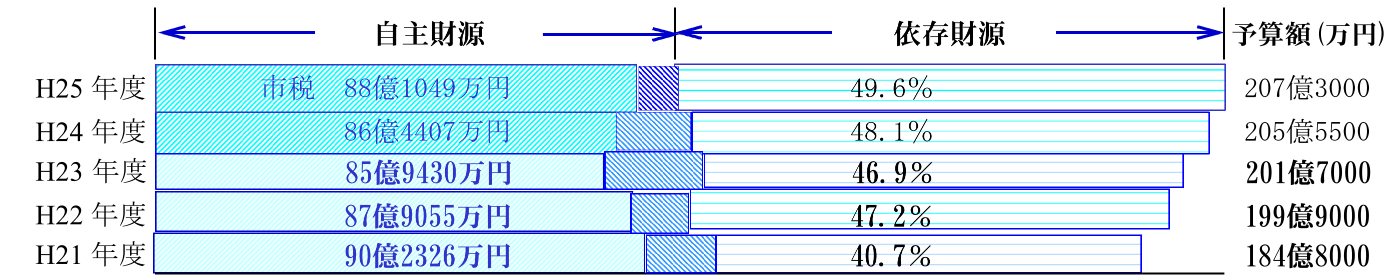
＊H25年度末合併特例債累計　約80億円

《水道事業会計》国分寺第1配水場施設設備更新事業：旧町時代からの配水池を廃止して、給水を2系統から1系統へ統合する。
H24～26年度、総事業費　5億5650万円

《主な歳入》
（予算額:万円）（構成比）（対前年比）

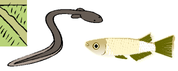
		予算額	構成比	対前年比	
自主財源	市税	88 億 1049	42.5 %	1.9 %	市民税 39 億 7195（個人:34 億 5279 、法人 5 億 1975）、固定資産税 38 億 3990 、軽自動車税 8812 、市たばこ税 4 億 4809 、都市計画税 4 億 5675
	分担金･負担金	2 億 0780	1.0	△ 5.5	保育料 1 億 6097 、学童保育負担金 3448
	使用料･手数料	3 億 2038	1.6	9.7	ふれあい館 2536 、きらら館 1747 、ゆうゆう館 3564 市営墓地 7556 、道の駅 4221 、駐輪場 3258
	財産収入	6694	0.3	14.4	市有地売払 676 、光ﾌｧｲﾊﾞｰ貸付料 630 、基金利子 4218
	繰入金	2839	0.1	△ 94.8	地域振興基金 2326 、東日本大震災復興推進基金 511
	繰越金	5 億 0000	2.4	25.0	前年度繰越金
	諸収入	5 億 2393	2.5	2.5	市中小企業制度融資預託金回収金 4 億 7000
	小　計	104億5805	50. 4	△ 2.0	前年度より 2 億 0906 万円の減
依存財源	地方譲与税	2 億 5000	1.2	0.0	地方揮発油譲与税 7000 、自動車重量譲与税 1 億 8000
	地方消費税交付金	5 億 4000	2.6	0.0	地方財政計画により積算
	自動車取得税交付金	7000	0.3	0.0	〃
	地方特例交付金	3000	0.2	0.0	〃
	地方交付税	33 億 0000	15.9	17.9	普通交付税 30 億、特別交付税 3 億
	国庫支出金	24 億 9251	12.0	6.5	障がい者自立支援給付費負担金 2 億 8446 、児童手当負担金 7 億 6483 、生活保護費負担金 3 億 9351 、アユ種苗施設補助金 2 億 3794 、道路橋橋梁費補助金 3 億 7875
	県支出金	11 億 2203	5.4	△ 22.1	障がい者自立支援給付費負担金 1 億 4223 、児童手当負担金 1 億 6758 、こども医療費補助金 7236 、重度心身障がい者医療費補助金 7236 、
	市債	23 億 9680	11.6	2.4	臨時財政対策債 11 億、合併特例債 12 億 6230
	小　計	102億7194	49. 6	3.9	
	合　計	207億3000	100.0	0.9	前年度当初予算額 205 億 5500 万円

※財源不足を補うための基金取崩しは行わず、合併特例債を活用。



《主な新規事業と大型事業》

	予算額（万円）	（主な事業）
議員報酬･議員共済負担金等	1億9386	議員報酬･期末手当 1億1544、議員共済負担金 5107
自治基本条例制定事業	174	自治基本条例検討委員会委員（20人）報酬 91
市民活動支援事業	212	自主的なまちづくり活動を支援、募集･審査により補助金交付、新規ｽﾀｰﾄ部門10万円×5事業、継続ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ部門30万円×5事業
市内公共交通推進費	2726	デマンドバスによる運行管理業務委託 2458 運転免許証自主返納者（65才以上）へ3000円分の回数券交付
庁舎建設事業	5億8397	実施設計業務委託 5030、用地造成･調整池･庁舎入口交差点設置等工事請負費 3億0597、庁舎関連道路整備 1億9709
(仮称)薬師寺地区交流センター建設事業費	715	JA薬師寺跡地に整備、埋蔵文化財発掘調査･測量委託
市営墓地造成事業	3686	すがた川霊園第2期工事（墓所300区画）
住宅用太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置費補助	1000	住宅に設置する人を対象に2万円/1Kw、限度額8万円を補助 H22年度補助事業創設以来H24年度までに411基設置
障がい者自立支援事業	5億6320	居宅介護 1100件、短期入所 150件、生活介護 1500件、訓練等給付費 1000件、施設入所支援 1120件
障がい児通所支援施設整備事業 障がい児学童保育室運営委託費	4158 400	旧国分寺保健センターを改修して障がい児学童保育を実施。 H26年1月開所、定員15人 対象年齢 15才まで、運営は民間委託
こども医療費助成事業	1億8817	中学校修了前まで、登録人数 9,593人、3歳未満は現物給付
児童手当事業	11億3245	支給額（月額）3歳未満 1.5万円、3歳以上小学校修了まで 1万円（第1･2子）、1.5万円（第3子以降）、中学生 1万円、所得制限以上の者は5000円、受給者 4864人（うち所得制限世帯 632人）
児童扶養手当	1億4565	ひとり親家庭の児童扶養手当、手当月額9,780～41,430円、第2子加算5,000円、第3子加算3,000円　受給対象者312人
学童保育室整備事業	4183	国分寺駅西児童館で実施している国分寺小校区の学童保育を2箇所に分割、国分寺小敷地内に建設する。190m²、2階建て。
後期高齢者医療事業	3億7000	後期高齢者医療制度の自己負担分を除いた医療費を医療保険者（支援金）･国･県･市で負担する。本市の負担割合は2.428％
生活保護費	5億3468	被保護世帯数290世帯（410人） 長期入院患者 20人（見込み）
妊娠サポート事業事業	425	人工授精治療 5万円以内/年、特定不妊治療 10万円以内/回
社会福祉施設整備事業補助	9282	設置事業者公募、県交付金を補助。地域密着型特養ﾎｰﾑ（29床）
ゆうゆう館改修事業 災害時活動拠点非常用電源整備	6489 3016	露天風呂を新設する。ゆうゆう館は災害対策本部代替施設なので非常用の屋外型ディーゼル発電機（90Kw）を設置する
心理発達相談事業	617	臨床心理士2名（非常勤）配置、発達障害の早期発見と相談、虐待に関する保護者相談･産後うつ等に関する健康相談、学校ｻﾎﾟｰﾄチームの一員としても活動する。健康増進課に在籍
石橋病院移転関連事業	6116	旧石橋中学校跡地測量委託･埋蔵文化財調査･古山小第2学童保育室移転（H26年度古山小隣に建設）･適応指導教室移転（NTT石橋研修ｾﾝﾀｰへ）･市道2-7号線整備･体育館等解体
水産業強化対策アユ種苗施設整備支援事業	2億3794	栃木県漁業協同組合連合会が武名瀬川土地改良区に建設（全額国補助金） 総事業費6億8000万、H26年から運用、道の駅しもつけでの販売意向を受けて道の駅の店舗面積を拡張する。
新規就農総合支援事業	2025	45歳以下青年の就農前研修期間（2年以内）、経営不安定な就農後に150万円/年（最長5年間）の給付金、
地域振興交流施設（道の駅しもつけ）費	8548	指定管理委託料 2416、店舗増築（売場面積 100m² 増築、設計･工事） 4206、道の駅しもつけ基金積立金 1806
三王山地区公園整備事業	4207	自然を活かした体験型公園を整備、市民懇談会･測量･実施設計
自治医大駅バリアフリー整備事業	1億1485	西口にｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置、西口広場･道路ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ実施設計委託
図書館費	9268	国分寺･石橋図書館の施設管理･運営を指定管理者に委託 5824
ｽﾎﾟｰﾂ活動拠点施設整備計画事業	1084	大松山運動公園と隣接平地林を整備する、基本計画作成 955
操出金	23億4851	国民健康保険会計　2億7701　　区画整理（仁良川） 5億4317 後期高齢者医療会計　9531　　〃　（下古山）　2297 介護保険会計　4億8626　　〃　（石橋駅周辺） 3894 農業集落排水事業　3億4809　　公共下水道事業　5億3260
公債費	25億1760	元金償還 22億3804、利子償還 2億7953

村尾光子の一般質問

新しい年になり、持ち時間160分からスタート。今回は、3問のうち2問が今質問しなければ、しかも込み入った内容なので、1回の限度時間一杯の60分を消化した。



下野市版生物多様性地域戦略の策定を求める

2012年7月、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことは記憶に新しい。「湿地は世界で最も生産性の高い環境のひとつで、生物多様性のゆりかご」(ラムサール条約マニュアル第4版)といわれ、締約国は湿地の適正な利用(賢明な利用＝wise use)を促進するため、計画を作成し実施することを求められている。

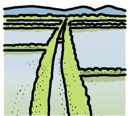
水田もまた、湿地としての価値が注目されている。

ラムサール条約第10回締約国会議で決議されたラムサール決議Ⅹ．31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(水田決議)、及び、生物多様性条約第10回締約国会議にて採択された愛知目標やラムサール条約水田決議の完全実施を促す「農業生物多様性に関する決定Ⅹ．34」に対応すべく、下野市としての生物多様性地域戦略を策定されたい。

現在、パブリックコメント募集中の下野市環境基本計画(案)には生物多様性についての記述はあるものの、水田については特段には言及されていない。環境基本計画(案)に追加することも可能ではないか。

【広瀬市長】国はラムサール条約「水田決議」と生物多様性条約「愛知目標」を受けて、H24年に「生物多様性国家戦略」を改定した。栃木県はH23年に「生物多様性とちぎ戦略略」を策定している。

「愛知目標」、「水田決議」では「地方自治体が生物多様性地域戦略を策定、改定し、また、環境基本計画などにおいて水田の生物多様性向上を実現する施策を実施する」とあるが、国からは具体的な行動計画等が明らかにされていない。



生物多様性基本法の前文にあるように、人類は生物多様性がもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。

特に水田は、食料生産のほか多くの生き物が生息する生態系を支えるなど、自然環境や生活環境を守る上で重要な役割を担っていると認識している。

本市では、平地林や河川・用水路の水辺、広大な田畑などの緑地環境に恵まれ、良好な生態系が保全されている。多様な生物と共生する良好な自然環境を未来へ保全していくため、豊かな農村環境保全活動事業の一環として、地区会員と子どもたちが田んぼと水路の生き物調査を行い、農業環境と生き物との関わりについて理解を深めている。

環境基本計画策定委員からも環境基本計画(案)の生物多様性の記述の中に、可能な範囲で田んぼの生物多様性についても記述して欲しいとの意見をいただいている。これらを踏まえ、環境基本計画(案)へ追加記述を行う。県の検討(案)はH20年7月の厚労省「水道ビジョン」パブリックコメント終了後の環境基本計画策定委員会や環境基本計画策定庁内会議、環境審議会に諮る。

(再質問)地域戦略策定は、生物多様性についての市民の理解を得ることが不可欠で、時間がかかる。環境基本計画の中に生物多様性地域戦略を追記することで、「地域戦略は別に定める」とのみ追記し、別個に策定する方法は考えられないか。2013年までには環境省の地域戦略策定の手引き」が改定される予定だ。

【伊沢市民生活部長】パブコメで寄せられた意見を策定委員会、環境審議会に諮り、策定する予定である。最終的には環境審議会の意見を伺って判断する。

ラムサール条約(「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」、1971年ラムサールで採択)

目的：持続可能な開発を地球規模で達成することに貢献するため、地域や地方からの取り組みや国家的な取り組み、あるいは国際協力を通じて、すべての湿地を保全し、賢明に利用すること

締約国 162か国(2012年8月現在)

《水田決議》

ラムサール条約第10回締約国会議(2008年、韓国)でラムサール決議Ⅹ．31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(水田決議)が採択された。

水田が食料生産のほか、多くの生き物が生息する重要な湿地生態系を支えていることなど、18項目からなる決議文の17項で、水鳥個体群の保全にも貢献するような対策を推進することを、条約締約国に要求している。

17項 ： 湿地システムとしての水田を、湿地の賢明な利用の文脈に照らして管理することに対する課題と機会を特定し、持続可能な農法の促進のみならず、水田、天然湿地及び河川流域の結合性についての概念にも留意し、さらに、湿地保全部局が農業部局、米作や疾病予防を管轄する省庁とも連携し、自然の生物多様性、生態系サービス及び水田の持続可能性を高め、農家及び田の集落構成員の栄養状態、健康及び福利の改善、並びに水鳥個体群の保全にも貢献するような、計画、農法及び水管理を特定し、積極的に推進することを奨励すること。

生物の多様性に関する条約(1992年リオ・デ・ジャネイロでの地球サミットで調印)

生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子(種内)」の3つのレベルでとらえている。

生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子(種内)」の 3 つのレベルでとらえている。

目的：1 生物多様性の保全
2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分

締約国　193 団体(2012 年現在)
アメリカ合衆国は署名したが、批准はまだ

《愛知目標》

生物多様性条約第10回締約国会議(2010年、名古屋市 で開催)では、生物多様性の保全を進めるために各締約国が責任を持って達成する世界目標である愛知目標(20目標)を決定。水田の生物多様性の向上を確実に実現しなければならない国際的な責任が生まれた。

農業生物多様性に関する決定文 18:ラムサール条約の決議Ⅹ. 31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」が農業における生物多様性の作業計画の実施にとって妥当性を認識し、また関係する締約国に対して、適切であれば、この決議を完全に実施するよう促す。

《生物多様性国家戦略2012-2020》

愛知目標達成のため、2012 年、国家戦略を改定した。

第1部　戦略　（基本的な考え方などは略）

《5つの基本戦略･･･2020 年までの重点施策》

1 生物多様性を社会に浸透させる
2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
3 森･里･川･海のつながりを確保する
4 地球規模の視野を持って行動する
5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部　愛知目標の達成に向けたロードマップ

■ 13の国別目標と達成のための48の主要行動目標
■国別目標の達成状況を把握するための 81 の指標

第3部　行動計画

■約 700 の具体的施策　■ 50 の数値目標

《生物多様性地域戦略》(生物多様性基本法第 13 条)

都道府県･市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、地域戦略の策定に努める(努力義務)。

【定めるべき要件】

1.生物多様性地域戦略の対象とする区域
2.区域内の生物多様性保全･持続可能な利用の目標
3.区域内の生物多様性保全･持続可能な利用に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

※環境省は2009年に「生物多様性地域戦略策定の手引き」を取りまとめ、2010年に部分修正した。2013年までに改定することを国別目標の主要行動目標に掲げている。

資料:環境省HP･田んぼの生物多様性向上10年ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ行動計画 2013(発行 NPO 法人ﾗﾑｻｰﾙ･ﾈｯﾄﾜｰｸ日本)他

(再質問)水田の生物多様性向上とそれを活用した生産性向上については、特に農業者の理解と配慮が必要だ。これをテーマとした学習会の考えはないか。

【落合産業振興部長】 多くの農業者は、環境に配慮した農業について常に念頭にあると思う。農業者懇談会のテーマとして検討したい。

(再質問)土地改良事業に併せたビオトープ設置、三味場ため池･新ため池整備事業を実施したが、保全･管理はどのようになされているのか。

【落合産業振興部長】 三味場ため池は水が湛えられカモが飛来している。新ため池は若干水が涸れていたので、地元と協議してポンプ活用した冬季の揚水を検討したい。

(三味場ため池･新ため池整備後の写真は報告No25に掲載)

25 年度から市･土地改良区が 1/2 ずつ費用負担し、環境団体･ボランティアの協力を得て保全管理する方向で、土地改良区と協議している。

土地改良区のビオトープは町田と仁良川にあり、集落から離れているので、当分の間は市が管理する。仁良川については吉田西小学校に近いので、環境保全教育の一環として一緒に管理していただきたく働きかけをしたい。

《仁良川地区のビオトープ》



H24年9月1日の様子
写真提供:杉浦健夫さん
6月にはﾄウキョウダルマガエルも観察できたそうだ。



H25年3月26日
同じ場所。田んぼに水が入る時期だけの、期間限定の水辺でも“ビオトープ”と言うのかな？
人はこれを“殺生トープ”と名付けた。



《町田地区のビオトープ》　H25年3月26日



こちらも水は無かった。池の中 3 方に花壇、アヤメ(？)が芽を出していた。
底地には雑草。

環境基本計画には生物多様性についても盛り込まれるものと期待していた。パブコメで示された案はとてもよく書かれていると感じるが、「水田決議」には踏み込んでいない。この際、それをも盛り込めないかと考えたが、簡単なことではなさそうだ。

「水田決議」や「愛知目標」に掲げた内容は大変広範にわたる。行政のみならず、共通理解のもとに市民や事業者と協働しないと実施できないだろう。
田んぼは豊かな生物多様性を擁しており、それを賢く活用してこそ生物多様性を高め、かつ生産性を高める農業が営めるという。上三川町のふゆみず田んぼには白鳥が飛来した。小山市のふゆみず田んぼでの有機栽培米は、ブランド化されている。下野市でも実現させたい。取り組みやすいように、支援策が必要だと思う。

「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討」(案)にどう対処するのか

豊富な地下水に恵まれている下野市だが、栃木県は水道水源として表流水利用を求めている。容認しがたい計画だ。
市としての対応を質したのだが、既に同意してしまっていた。

水道水源は将来にわたり100％地下水利用の堅持を！

【広瀬市長】 現在は、豊富で水質にも恵まれ安心でき、コストの安い地下水を100％水源としている。
しかし、地盤沈下が発生している小山市の地下水依存率は13.6％、野木町では1.4％と、表流水へ転換されている。
近年、水田面積減少による保水力低下や市街地開発による雨水流出増により地下水の涵養量減少が見られ、長期的には地下水位の低下が懸念される。また、地下水汚染が発生すると、収束には、表流水に比べ相当長期間かかる。
当面の間は地下水に依存する方針だが、将来的には水道水の安定供給のための備えとして、表流水への一部転換も必要と考えている。

「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討」(案)では、下野市を含む県南2市3町の水道水源の地下水依存率を平成42年度までに当面は65％に、最終的には40％に設定している。
市は「地下水の枯渇、汚染などへのリスク分散として表流水利用を考えている」とのことだが、検討(案)では上意下達的に転換を求めているようである。
表流水の枯渇、汚染の方がより現実的に懸念される。検討(案)は思川開発に参加するための水需要を示す根拠とされる可能性が高く、清浄な地下水がありながら高価な水道用水を購入せざるを得ない事態になる。
一方では、県には県南地域への水道用水供給に関する水道事業計画もないとのことだ。
県の検討(案)には同意すべきではないと考える。

【広瀬市長】 近年の異常気象による渇水、地下水位低下、地下水汚染など、水の安定確保が懸念されている。
「H22年水道統計」によると、思川開発に関係する2市3町の地下水依存率は平均で92.6％、県全体では56.0％であり、全国平均の23.7％を大きく上回っている。
県の検討(案)はH20年7月の厚労省「水道ビジョン」に示された「地下水と表流水を適切なバランスで取水する必要がある」との指針を踏まえて、県全体の依存率や県南地域と同様の環境にある隣接県の依存率等を参考に目標値が定められた。
県南地域の安全な水道水の安定供給のために、地下水と表流水のバランスを確保するという県の考えについて、関係する2市3町は基本的に同意するとした。
事業化に際しては、県は関係市町から水道法に基づく事業の要請を受けることが必要であり、それまでは負担は発生せず、要望水量の必要量についても、事業化の時点で協議し、定めるとしている。今後、県の考え方、事業の動向に注視しながら、関係市町と連携し、慎重に対応する。

(再質問)表流水を利用することは、栃木県が進める思川開発による広域水道給水事業に参加することになるが、栃木県はこの水道事業計画の認可を受けていないと聞く。事業内容が明確では無く、費用負担が曖昧であってもH42年度までに当面35％を表流水に転換することに賛同しているのか。
地下水よりはるかに高い水道用水になる。この視点は長期財政計画に入っているのか。

【川端総合政策部長】リスク分散という基本的な考え方に同意した。県は、年次はあくまで目標であり具体的には決めてない、事業化は各市町と十分協議した上で進めるとのことだ。当然ながら、長期財政計画には入れていない。

(再質問)リスク分散で、いつ利用するかも分からないのでは、過大なダム建設になる。同意は撤回すべきだ。

【広瀬市長】 市民の生命を守るための水は、市が最大限の努力をして確保する。何らかの問題が起こった場合に備え、表流水取得の権利を持っていなくてはならない。
県南部を構成する地域全体で、リスク分散と表流水取得の権利を共有する共同体制で臨みたいとの考えから参画に同意した。

(再質問)地下水取水量は農業用が65％で水道用の19％よりはるかに多い。農業用を規制せず、高い水質が求められる水道用を表流水に転換することには納得できない。 上水道の井戸は130m位と深く、地盤沈下への影響は一般的な浅い井戸だと聞いている。

【広瀬市長】 深井戸でも影響を及ぼすとの報告がある。
農業用は常時揚水しているのではなく、水道用は1年を通じて量的に確保するものだ。県南が地盤沈下の監視区域になっている中で、我々は地下水と表流水のリスク分散を考えねばならない。

(再質問)万が一の場合の表流水確保なら、なぜ当面35％なのか。より少なくてもよいのではないか。

【広瀬市長】 県全体の地下水依存率が56％なので、100％の我々は、共存共栄の見地から65％は妥当な数値だ。

《思川開発事業とは？》

当初計画は東京が大渇水に見舞われた 1964 年に立案され、その後数度にわたり計画変更(縮小)されてきた。

【目的】①洪水調整
②不特定利水(流域慣行利水権分の用水補給)
③新規利水開発(上水道･工業用水)

【事業主体】独立行政法人 水資源機構

【事業内容】ダムと導水路建設

総事業費 1,818億円(第3回変更計画、H22年点検後)

H21 年度までの実施済み額：771 億円、
ダム本体･導水路は未着工、予定地の住民は移転済み

(1)南摩ダム:思川支流の南摩川にダム建設
(2)大芦川導水路(7Km):大芦川と南摩ダムを結ぶ
(3)黒川導水路(3Km):黒川と大芦川を結ぶ

※南摩川の集水面積12.4Km²ではダム湖の水が溜まらないので黒川･大芦川からトンネルで導水する。

当初は大谷川から導水し中継ダムとして行川ダムを建設する計画だったが、取水に反対され廃止･縮小された。

	開発水量最大(m^3/秒)	うち栃木県申請水量(m^3/秒)	総貯水量（万 m^3）
1964 年	17		10,100
1994 年	8.6		
2002 年	3.202	0.821	
2006 年	2.984	0.403 ※	5,100

※栃木県の縮小分(0.218m^3/秒)と鹿沼市の変更(県から給水 → 独自の水利権者として参画：0.2m^3/秒)による減

申請主体	配分量(m^3/秒)	対価(億円)	事業費比率
栃木県	0.403	63.6	3.44％
鹿沼市	0.2	53.5	2.89％
小山市	0.219	34.6	1.87％
古河市	0.586	92.7	5.01％
五霞町	0.1	15.7	0.85％
埼玉県	1.163	139.1	7.52％
北千葉広域水道企業団	0.313	49.6	2.68％
合計	2.984	449	24.26％

※事業費比率は点検前の 1850 億円に対する比率

■事業計画は一時凍結

全国 82 箇所のダム事業と共に見直し検証の対象となり、現在は、国土交通省関東地方整備局、水資源機構、関係自治体でつくる｢検証の場･幹事会｣で検証作業中。

●利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/秒が必要か確認
●検討主体において、その算出が妥当か確認

■ダム使用権設定の申請(特定多目的ダム法第15条2)

流水を利用して営む事業について、必要な行政庁の許認可などを受けた、又は受ける見込みが十分であることの書類を添付。⇒ 検証の場では、栃木県は思川開発事業に関する水需要予測を明らかにしていない、水道事業認可を得ていないことが指摘され、書類提出を求められていた。(出典:P10 に記載)

昨年12月26日まで｢県南地域の水道水源確保に関する検討｣(案)のパブリックコメントが募集され、その後に関係市町長の意見が求められると予測していた。意思表明に間に合うようにと質問通告したが、既に遅く、11月には同意の表明をしていた。｢撤回を｣と求めたが、市長の姿勢は変わらなかった。

検討(案)は、関係市町長意見、パブリックコメント(提出者21名、うち賛成 2件、反対19件)を添えて2月18日の第4回栃木県公共事業評価委員会に諮問され、どんな議論をしたのかは分からないが｢妥当である｣との意見が出された。(栃木県HP)

初めに｢ダム事業参画｣があり、そのため政治的に｢リスク分散｣を決めたようだ。他の2本の川から水を引かないと水が溜まらないダムの建設は不可解！県南地域の地盤沈下は近年は沈静化していると聞く。

市民が知らないところでダム開発事業への参加が決められていくとは、全く不条理なこと！

合併前の石橋町･国分寺町は2002年から参加表明していたとのこと。下野市の水道水需要予測は？

公民館、第3日曜日一斉休館を改善して！

｢家庭の日｣に対応した第3日曜日の全公民館休館は市民の利便性を損なう。現行の市立図書館のように、年末年始を除き常時1館は開館するよう改善されたい。

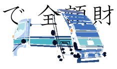
【古口教育長】 第 3 日曜日は県が定めた｢家庭の日｣で、その趣旨を受けて公民館を休館日としている。公民館利用は火曜から土曜日までの 1 日当たり 1 館の平均は 8.5 件、日曜日は 4.8 件とやや少ない。定期利用グループや講座参加者の声を聞き、公民館運営審議会で協議して積極的に検討する。休館日でも市民を対象に開催する集会･行事などについては、利用希望に応ずることも検討する。

～小山広域保健衛生組合焼却灰訴訟問題～

■コンポスト撤去費用、3億8740万円負担

(4 月 8 日、第 1 回臨時議会)

焼却灰を中間処理してコンポスト化したものの搬出義務について、仙台地方裁判所判決によりコンポスト搬出代替執行費用47億円の前払い命令が下されたことを受け、小山広域保健衛生組合はその費用の補正予算を議決した (4/3)。下野市は排出割合に応じた負担義務が生じたので、全額財政調整基金を取り崩して支出する。



【関係市町の訴訟対策費の分担率】

81.832％	H4～15年までのごみ処理事業の分担率
18.168％	H4～15年までのし尿処理事業の分担率

※H4～H15年は県南衛生工業への搬入期間

《財政調整基金(執行残積立金)を差し引いた負担額》

(請求額:万円)	小山市	下野市	野木町	上三川町
分担率(％)	72.665	14.515	10.506	2.314
分担金請求額	143,680	38,760	28,960	6,520

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【1月】

～1/10 ・議会報告No29 編集・印刷作業

10 **賀詞交換会／議会活性化調査特別委員会／議員全員協議会**

11 水道課訪問(水道事業長期計画について)

12 教育相談研修(宇都宮市)／故坂村議員告別式

13 **成人式参列**(南河内地区)

14 **天平のマラソン大会開会式**／市V連公開講演会「お金の世界からいのちの世界へ」飯舘村長　菅野典雄氏

15 とちぎつばさの会下野支部／**議会活性化調査特別委員会議会基本条例策定小委員会**

16～17 **総務常任委員会視察研修**(国立市・秦野市)

18 **自治基本条例検討委員会**(議会・行政部会、市民部会)

20 市民活動補助事業「男女共同参画シンポジウム in 下野市　あなたが変わる、未来も変わる」基調講演　柳澤邦夫氏／事例報告　畠山由美氏・仲村久代氏(とちぎつばさの会下野支部)

22 市V連執行委員会

25～26 市川房枝記念会女性と政治センター「自治体議会の役割・責任の拡大、2013 年度自治体財政」菅原敏夫氏／「秦野市公共施設更新問題への挑戦」志村高史氏／事例報告　青木美智子市議・吉川三津子市議(東京)

26～27 全国自治体議員行財政研究会「2013 年度予算」菅原敏夫氏(東京)

28 **総務常任委員会**

29 講演「男女共同参画の視点で考える防災」NPO ｲｺｰﾙﾈｯﾄ仙台　宗方恵美子氏(宇都宮市)

31 **自治基本条例検討委員会**

【2月】

2 教育相談研修(宇都宮市)／家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰの会「ルピナスさん」解散会

3 議会報告会

5 **国民健康保険運営協議会**

6 **議員全員協議会／議会活性化調査特別委員会**

9 **総合防災訓練**／田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトキックオフ(小山市)

11 在宅ケアネットワークシンポジウム(自治医大)

12 とちぎつばさの会下野支部

13 **議会基本条例策定小委員会**

14 **議員全員協議会**(新年度予算内示)／農業者懇談会「人・農地ﾌﾟﾗﾝと関連事業」、「鳥獣被害の傾向と対策」

15 **自治基本条例検討委員会**

16 **グリムの里絵画展・童話賞贈呈式参列**

17 とちぎつばさの会「女性の政策に関する本県自治体の予算を学ぶ」青木美智子市議・平木ちさ子市議(宇都宮)

20 **議会基本条例策定小委員会**

21 出会いふれあい会食サービスﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

22 市V連執行委員会

23 自然に親しむ会例会

24 下野市九条の会

26 市川房枝記念会「国の第 3 次男女共同参画基本計画と 2013 年度予算案を聞く会」(東京)

27～3/19　**H25年市議会第1回定例会**

27,28,1,4,19 日　**本会議**

【3月】

1 日　**村尾一般質問**

6,7 日　**総務常任委員会**

8,11 日　経済建設常任委員会傍聴

13 日　教育福祉常任委員会傍聴

15 日　条例改正案修正案提出

16 日　**小山広域保健衛生組合構成市町議員説明会**(訴訟事件について)

18 日　**議員全員協議会**

2 H25年度市民活動補助事業説明会／真岡市自治基本条例素案市民説明会(真岡市)

3 薬師寺歴史館梅まつりﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ(元気にする会)

8 アフガニスタン大使より感謝状拝受

9 **南河内第2中卒業式参列**

9～17 市民活動補助事業H24年度実績報告書・H25年度申請書作成(とちぎつばさの会下野支部)

10 とちぎつばさの会下野支部

12 生活学校やよい会例会／出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ会合

16 公開講演会「デートDVと映画の力」泉　悦子氏・平山真理氏(小山市)

19 **祇園小卒業式参列**

21 出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ／映画「日本の青空Ⅲ　さよなら原発」試写会(宇都宮市)

23 ペットボトルリサイクル工場見学ジャパンテック(鹿沼市)・協栄産業(小山市)(環境問題を考える会)

24 消費者啓発講演会「ネット・スマホを安心して使うために」原田由里氏／下野市九条の会

25 議会だより原稿執筆

26 **議会基本条例策定小委員会**

26～4/7 議会報告 No30 編集・印刷作業

27 **わかば保育園竣工式**

28 **自治基本条例検討委員会**(市長との意見交換)

30 自然に親しむ会例会

※毎週月曜日は可能な限り高齢者サロン「お茶の間健康クラブ」(於　南河内第二中)の送迎ボランティア

～あれこれ～　■一般質問は難しいテーマを2つも選んでしまった。どちらも今質問しなければ、と差し迫った課題と考えた。自ら理解することも大変だが、分かりやすく簡潔に述べること、書くことはもっと難儀だ。悶々としながら、正確を期してくどくどと書いてしまった。報告すべき事項の選択も悩ましかった。大事なことが抜けているかも知れません。お許しを。

　ここまでお読みくださいましてありがとうございます。



P9《思川開発とは？》参考資料：水資源機構思川開発建設所HP、水資源機構本社HP、Wikipedia、コトバンク、八ッ場あしたの会HP、「どうする？利根川どうなる？利根川　どうする、私たち?」-「使わない水に64億円?」ブログ、八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会ブログ、鹿沼のダムHP 等を参考にまとめた。